

農業農村整備事業の情報共有システム活用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県農政部が所管する農業農村整備事業において、情報共有システムの活用に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 受発注者の業務の効率化及び目的物の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進する。

(対象工事)

第3条 農政部が所管する農業農村整備事業において、「土地改良工事積算基準」により積算を行った工事で、設計金額が20,000千円以上の工事とする。

- 2 対象工事であってもインターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由が認められる場合に限り、受発注者協議のうえ対象外とすることができる。
- 3 対象外の工事であっても、受注者の希望により対象とすることができる。

(情報共有システム)

第4条 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定められたもので、ASP方式とする。

- 2 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議のうえ決定するものとする。

(システムにかかる費用)

第5条 情報共有システムにかかる費用は、共通仮設費の率に含まれている。

- 2 第3条の3の場合で、「土地改良工事積算基準」により積算されたもの以外であっても別途計上は行わない。

(システム利用者等)

第6条 発注者のシステム利用者は、監督員、総括監督員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長、技術補佐、課長等を含めるものとする。

- 2 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

(その他)

第7条 この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン（案）」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者協議のうえ決定するものとする。

- 2 業務委託についても受注者の希望により対象とすることができる。

附則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。